

船舶事故調査報告書

令和6年6月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和5年1月27日 14時09分ごろ
発生場所	山口県宇部港沖の山ふ頭 宇部港西防波堤灯台から真方位314°930m付近 (概位 北緯33°56.6′ 東経131°13.4′)
事故の概要	貨物船東進丸は、着棧操船中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和5年2月13日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 東進丸、429トン
船舶番号、船舶所有者等	135685、トピー海運株式会社（A社）
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	左舷中央部船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 5、視界 良好 海象：波高 約1.5m 潮汐 下げ潮の初期 宇部市には、1月27日05時08分に波浪注意報が発表され、本事故時も継続中であった。
事故の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、‘宇部港沖の山石炭出荷第1棧橋’（以下「本件棧橋」という。）に出船左舷着けで着棧する目的で、本件棧橋の北西方沖約100mを北東進していた。 船長は、主機、スラスト及び舵を使用し、本件棧橋に向けて本船を右回頭させていたところ、北西風を受けて南東方に圧流され、本件棧橋の東方に拡張する浅所（以下「本件浅所」という。）に、船首を南西方に向けた状態で乗り揚げた。 (図1参照)

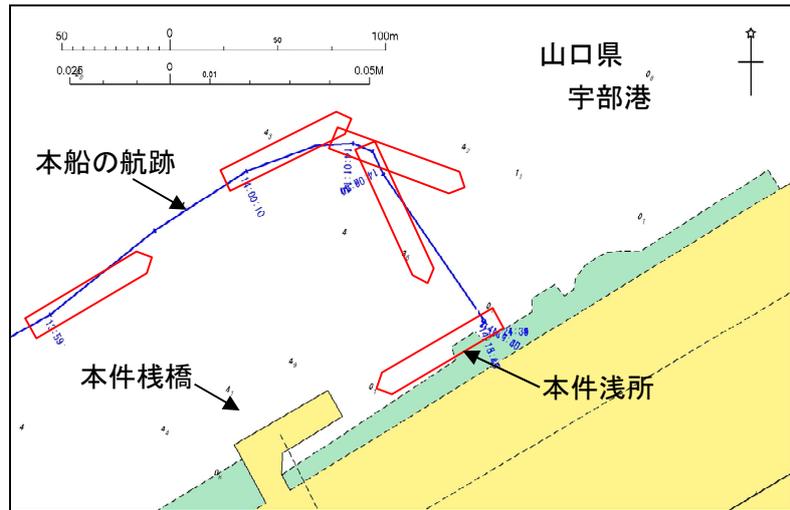


図1 航行経路図

船長は、本事故の発生をA社に連絡してタグボートの手配を依頼するとともに、海上保安庁に通報した。

本船は、A社手配のタグボートの支援を得て離礁し、本件棧橋に着棧した。

船長は、本件棧橋での荷役日程の関係で、少しでも早く着棧させようと思っていたので、錨を使用せずに操船したが、北西風が強かったので、南東方への圧流を制御できるように回頭時に錨を使用していれば良かったと本事故後に思った。

本船の喫水は、船首約1.80m、船尾約3.25mであった。

**分析**

本船は、風力5の北西風が吹く状況下、船長が、着棧操船中、錨を使用しないまま操船を続けたことから、風に圧流されて、南東方の本件浅所への圧流を止めることができず、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。

船長は、荷役日程の関係で早く着棧させようと着棧作業を急いでいたことから、錨を使用せず、着棧操船を行ったものと考えられる。

**原因**

本事故は、本船が、風力5の北西風が吹く状況下、船長が、着棧操船中、荷役日程の関係で早く着棧させようと思い、錨を使用せずに右回頭したため、風に圧流されて、南東方の本件浅所への圧流を止めることができず、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。

**再発防止策**

今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- ・船長は、強風が吹く等、外力による圧流の影響を強く受けることが予想される状況で着岸する場合、自船の操縦性等を考慮し、錨の使用、タグボートの手配等を行い、安全を確保して操船すること。